

岐阜市中心商店街再生特区

都道府県名：

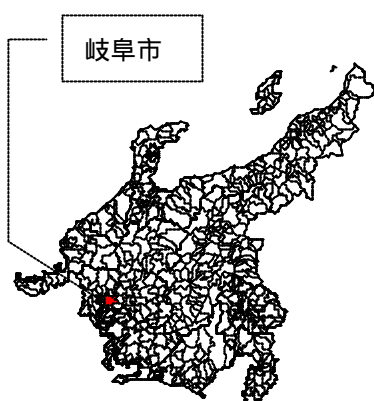
岐阜県

申請主体名：

岐阜県、
岐阜市

区域の範囲：

岐阜市の区域の一部（柳ヶ瀬地区
及び駅前地区）



特区の概要：

当該区域では、モータリゼーションの進展や長引く不況により、歩行者通行量の減少、空き店舗の増加、大型店の閉店が相次いでいる。こうした衰退傾向に歯止めをかけ、魅力ある中心市街地を目指すため、岐阜市では大規模小売店舗立地法の特例により手続き期間を短縮し、手続きを簡素化することで、駅前再開発を核とした商業核の誘導、商店街の企画力向上と賑わいの創出を図る。

適用される規制の特例措置：

・中心市街地における商業の活性化（大規模小売店舗立地法の特例）

